

平成 21 年第 1 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 21 年 1 月 15 日第 1 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

15 番	榊 原 均
------	-------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤文一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	森鉄也	財政課長	佐藤家一
税務課長	齋藤利秀	市民課長	木内利雄
生活環境課長	長谷山良	農林水産課長	阿部誠一
商工課長	森孝良	建設課長	齋藤正司
社会教育課長	佐藤知公	文化財保護課長	佐々木正憲

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成21年1月15日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第2号 にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第3号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第7号)
- 第6 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。

ただいまから平成 21 年第 1 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定により、3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7 番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

本日 9 時半より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の臨時議会の会期は 1 日間と決定しておりますので、よろしくお願ひします。

なお、質疑、討論の通知書にも書いてありましたように、緊急雇用に関する当局の提案説明後に休憩を設けて、通告していない方の質疑通告も受けるように配慮いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 今回、説明後に休憩時間を設けて質疑できるような準備をすると、準備の時間をとるということでしたが、これまで臨時議会はそういう手だてはなかったんですが、今回、特にそのようにしたのはどうしてなのか、説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） これはやはり緊急雇用ということで、特別だということで、こういう配慮をいたしました。そして、その件に関して議運で話し合われたわけですが、何ら異論なく、いいだろうということで決定しております。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 臨時議会が開かれるというのは、大抵緊急というか、どうしてもということですから、ほぼ中身は共通する面があるんじゃないかと思いますが、何か聞くところによると、今回は特例だというふうなこともありました。その辺をどのように検討したのか、もう少し検討の中身がありましたら、お知らせ願ひたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 04 分 休 憩

午前 10 時 04 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

佐々木議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木正明君） 今回の場合は、緊急な雇用ということで、また、政府のほうでもまたこれから審査して、いろいろ議論して、いろいろな政策が今後出てくると、そのときにまた臨時議会で対応しなきゃいけないと、いろんな場合が想定されますので、今回は特例ということでよろしくをお願いします。

議長（竹内睦夫君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第5、議案第3号平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第7号)についてまでの3件を一括議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうは大変お忙しいところ、また、悪天候のところ、臨時会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

御承知のように、アメリカの金融不安に端を発した世界的同時不況は、この地域においても、製造業において大幅に受注量が減少し、経営環境の悪化による大規模な雇用調整が行われるなど、大変厳しい社会情勢となっております。こうしたことは、市内における実体経済にも大きな影響を与えることから、市は、昨年12月17日に、にかほ市緊急雇用企業支援対策本部を立ち上げ、国県の支援策を踏まえながら、市としての支援策を検討してまいりました。

今回の臨時会には、最初となる支援策として議案3件を提案しておりますが、引き続き支援策を検討しながら、3月定例会における補正予算、あるいは新年度予算に反映してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、議案の要旨について御説明をいたします。

議案第1号にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

誘致企業の奨励措置の期間について、弾力的な運用を図る支援策を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

中小企業者の融資枠を拡大し、償還期間を延長することにより、市内事業所における経営の安定化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,678万8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億2,111万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の歳出の主な内容としては、景気の悪化に伴う市の緊急雇用、企業支援対策として、今年度2月及び3月に市で臨時職員を緊急雇用する賃金として31人分、891万5,000円を計上しております。

また、種苗交換会のときに活用した木材チップを林地内に散布するための委託料として100万円、緊急雇用対策パソコン研修業務委託料として120万円、道路照明灯台帳作成業務委託料として270万円をそれぞれ計上しております。

なお、補正予算の財源としては、特別交付税に1,200万円を計上するとともに、財政調整基金から478万8,000円を繰り入れするものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については、担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださりますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。

初めに、議案第1号及び議案第2号について、産業部長より補足説明を行います。産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、議案第1号にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

今回の改正は、固定資産に係る分を一部減免しておりましたが、今回の不況の影響を少しでも緩和できればと考えて、平成21年度及び22年度の2カ年に限り、これまで適用を受けた企業に対し、引き続き減免を継続するものであります。

続いて、議案第2号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正は、融資あっせん最高限度額を1,000万円から1,500万円に、貸付期間を7年以内から10年以内に改めるものであります。

今回の改正により、融資対象事業者の1回における償還額の緩和と、あわせて運転資金のほか、経費を伴う整備資金としての利用を円滑にできるものと考えております。

補足説明は以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第3号について、総務部長より補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、議案第3号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）の総務部関係について補足説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。10款1項1目地方交付税の特別交付税は、今回の緊急雇用企業支援対策費総額1,678万8,000円に対し、約74%が措置されることから、1,200万円を計上しております。

18款2項1目財政調整基金繰入金は、財源調整として478万8,000円を繰り入れるものでござい

ます。これにより、平成 20 年度末の基金残高は 8 億 9,521 万 4,000 円となる見込みでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

7 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費の 4 節共済費は、今回採用する臨時雇用職員 31 人に対する事業主負担の社会保険料でございます。2 目財政管理費の 7 節賃金は、2 年ごとに更新を必要とする入札参加資格申請受付業務に要するものでございます。8 目運転管理費の 7 節賃金は、公用車の運転業務の賃金として計上してございます。

2 款 2 項 1 目税務総務費の賃金は、3 年ごとに行われる固定資産評価がえの補助事務として計上してございます。

総務部関係は以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する補足説明を市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係の補足説明をいたします。

7 ページ、中段以降になります。3 款 4 項 1 目国民年金事務費の臨時雇用賃金は、国民年金への加入・脱退などの移動件数が増加しておりますことから、移動記録の入力作業や書類の整理などの事務補助をしてもらうためのものでございます。賃金は日額 5,750 円で、1 名 2 ヶ月分の予算措置をお願いするものでございます。

4 款 2 項 1 目清掃総務費の臨時雇用賃金は、海岸の清掃作業や不法投棄物の撤去作業などを行うためのものでございます。賃金は日額 7,200 円で、8 名 2 ヶ月分の予算措置をお願いするものでございます。消耗品費、手数料、運搬車や重機の借上料につきましては、作業に伴いまして必要となっておりまして、予算措置をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する補足説明を産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 予算書 8 ページです。産業部関係について補足説明します。

6 款 2 項 3 目一般造林事業費 363 万 7,000 円の補正であります。7 節賃金 263 万 7,000 円は、緊急雇用対策として、にかほ市象潟町本郷字麻針堰 2 番地ほかで、面積にして 6.4 ヘクタールあります。林齢は 32 年生ほかであります。作業内容は、枝打ち作業を計画しております。この地域内の成立本数は約 1 万 2,800 本で、作業日数は 40 日を考えております。延べ人数 320 人の雇用を見込んでおります。13 節委託料 100 万円は、木材チップ林地内散布作業委託で、種苗交換会で使用した木材チップを再利用し、林地内に敷く作業であります。場所として、芭蕉の森、九十九島の森等を予定しております。重機借り上げと敷きならし作業で、延べ人数 100 人の雇用を見込んでおります。

次に、7 款 1 項 2 目商工振興費 13 節委託料は、緊急雇用対策パソコン研修業務委託料として 120 万円を補正しております。にかほ市工業振興会から市への緊急経済対策要望にもありましたが、受注量の減により雇用の確保が難しい状況にあり、この状況から社員教育の要望があり、教育訓練の一環としてパソコン研修を行い、人材教育の一環とするものであります。予算は、テキスト代、講師派遣、専門機関への委託等であります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する補足説明を建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 続いて、同じく 8 ページ、8 款土木費、道路橋梁費の 7、賃金 230 万 4,000 円措置してありますが、臨時雇用賃金という形で、通常道路側溝、あるいは排水路の

泥上げなんか、地区内であれば、その地区の皆さんから協力いただいて、いろいろとやっていただいているわけなんですけれども、今回、ふだんというか、通常そういう維持管理というか、普請対応のできないような集落間の幹線道路の側溝の泥上げ等の作業ということで、延べ人数で320人分、今回補正させていただいております。

いずれ、これから、今は時期的にまだ雪がちょっとあれですけれども、2月の中旬から3月にかけてというような形で作業をしたいというふうに予定しております。

続いて、13の委託料270万円、これについては、市長のほうからもちょっとお話がありましたけれども、備考に書いているとおり、道路照明灯の台帳の作成ということで、実は、旧町3町合併する当時、各地区で道路照明はあったんですけれども、なかなか台帳の整備までいかないというようなことで、今回、これを機会に台帳を一灯ずつすべて整備したいというような形で今回委託料に上げさせていただいております。当然、市内の小規模を含めた電気の工事業者を対象とするわけなんですけれども、その受注に当たっては、2人ぐらいの臨時雇用をお願いするというような形で、特記仕様書にその旨を付記してその委託の入札を行いたいというふうに思っています。

14節の使用料及び賃借料32万円ですけれども、これは7賃金の作業と絡んで、泥上げをするに当たって、軽自動車あたりを借り上げて運搬しましょうというようなことで、32万円計上させていただいております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する補足説明を教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管ですが、8ページと9ページでございます。10款4項8目金浦勤労青少年ホーム管理費に26万円の臨時雇用賃金を計上してございますが、これは、土日、祝祭日を除きました日中に勤務していただきます施設管理人を雇用するものでございます。

それから、12目郷土資料館の管理費でございます。これは、収蔵資料整理の事務補助員といたしまして、2人を2ヵ月間雇用したいということで計上したものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

ここで、先ほど運営委員長の報告にありましたように、20分間休憩したいと思います。

午前10時21分 休憩

午前10時48分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業部長より、議案第1号の先ほどの補足説明の中に訂正箇所がある旨、申し出がありますので発言を許します。産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、議案第1号について補足説明したうちの「固定資産税のうち償却資産に係る分を」と申し上げましたが、「固定資産に係る分を一部減免して」というふうに訂正をお願いしたいと思います。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

これより質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第1号にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） お伺いいたします。この固定資産税の課税免除ですが、この不況の時期といますか、それを22年度あたりまでというらえ方で、17年中に事業の用に供した者については5年間、18年中に事業の用に供した者については4年間、こういうふうに読みかえるという経過措置だけですが、今回の不況は、業種によっては2年以上かかるものもあるのではないかとというふうなことも想定されるわけでございます。その中で、事業所によっては、5年間、課税免除期間が5年間、あるいは4年間、そういうふうなことになった場合、その事業者によって少し不均衡が生じるのではないかなというふうに私簡単に考えたんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、関連で、ちょっと通告してありますが、第7条の指定基準だけですが、今回、一部の業者にお話を聞きましたら、この機会に少し設備投資を頑張ろうかなという方も、実は一、二ありました。今回の制度にのっとってということなんですけれども。そういう方にも、逆に、縮小でなくて、少し頑張りたいという人に対しても、少し手を差し伸べてもいいのではないかとというふうな考え方を、私、持ちました。

そのために、お伺いするのですが、この第7条の指定基準、新設については、1,000万円を超えて、雇用が5人を超えるものと、こういうふうにあります。こういったものについて、雇用の5人、こういったものを例えば3人ぐらいに、例えば二十二、三年ころまでで結構だけですが、3人ぐらいの雇用に緩めるといふふうなこととか、拡充についての500万円の考え方、こういったものを300万円ぐらいに緩和をすると、こういったことについて、この指定基準について検討がなされなかったのかどうかと。

以上、2点、お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、初めに、不均衡はないのかという御質問ですが、今回、工場誘致条例の改正によりまして、軽減対象となるのは、工場や生産施設などの設備投資により経営に大きな負荷を抱えている事業所を対象としております。また、このたびの不景気により、業況の悪化が最も厳しいと見込まれる21年、22年度の2カ年を緊急避難的な観点から軽減する期間と定めたもので、事業所全体に対してひとしく軽減措置を講じようとするものでないことを御理解いただきたいと思っております。

次の第7条についてであります。今回の条例改正は、工場誘致条例における奨励措置の期間についてのみ特化したものであり、検討はしておりません。これまでの例においても、この7条をクリアするのにハードルが高いというような話は、相談等受けてはおりません。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 再度お伺いしますが、この説明資料にありますけれども、この3年のものを5年、あるいは4年にすると。今の部長の説明では、全体的なものでなくて、業況の悪化が想定されるものと、こういうふうなことなんですが、この期間に課税免除した業者全部ということではなくて、業況の悪化が想定されるものだけを対象とすると、こういうふうなことなんですが、再度お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 資料をお配りしておりますが、いわゆるこのものについては、3年目くらいになりますと、大分償却資産等については下がるわけです。これをさらに2年間ということで、21年、22年のこの不況の中に手当てしようというものでありますので、これについては、いわゆる23年度というところまでは考えていなくて、今の、とりあえず、この21年、22年について手当てしていきたいということでありまして、全体的なものとしてはとらえてはおりません。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この業況の悪化が想定されるものというのはどういう業種なのかという感じがするんですが、やっぱりこの4年と5年というふうなことで、不均衡というふうなこと、感じられませんか。再度お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 御存じのように、製造業においては、100年に一回というようなお話ですが、100年に一回というのはだれも経験したことがないので100年に一回という説明が、解説もあります。このときに、ひとしく平等に軽減措置を行えば一番よろしいかとは思いますが、特に、皆さんが御存じのように、この地域の中で製造業が、現在、受注率が50%、あるいは30%という時代の中で、この軽減措置というのはやはりしていくべきで、この企業が成り立っていくような特化した期間というのは必要ではないかと考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私のほうから2点補足させていただきます。

今回の条例改正は、あくまでも工場誘致条例の一部改正ということでございますので、この減免措置については、この適用を受けている会社すべてが該当します。特に不況だから該当する、景気が好調だから該当しないということではなく、この誘致条例を適用を受けた会社はすべて該当するということですので、そういう面での不均衡は発生しないということでございます。

それから、2カ年という設定ですけれども、一つは、先ほど産業部長がお話ししたとおりでございます。

また、第2点として、今、現在、国のほうで来年度の税制改正の作業が行われております。その中に、法人税の軽減について、2カ年間軽減税率を適用というふうなことを盛り込まれることとなっておりますので、その辺との整合性も図りながら2年ということ決定したわけで、ただし、その後の、今の経済の状況の悪化に伴いまして、引き続き、企業支援等、あるいは国の政策等によりまして、この条例のさらなる改正とかそういうものは、その時点で判断してまいりたいと考えてい

るところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 総務部長にちょっと確認します。さっき産業部長の答弁とちょっと違うなというふうに、私、思っているんですが、ですから、17年中に基準に該当して固定資産税の課税免除になったと、それから18年中に事業の用に供して課税免除になったと、それぞれの製造業といいますが、会社、これ、例えば3社、6社あるという、こういう制限がありますけれども、これはやっぱり全部該当するということでしょうか。そういうふうに認識していいですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 指定を受けたものが、すべての企業が該当するということでございます。

【4番（池田好隆君）「はい、わかりました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の回答も受けながらですが、一つ目は、資料をいただきました。工場誘致条例の一部を改正する説明、この中で、具体的に4の下のほうに欄があって、例えば18年度から始まったのが3社の6件と、それで、19年度始まったのが6社の9件と、こういうふうになっていますので、それぞれに該当する会社数と件数と、それから軽減額がどのくらいになるのか、この額について伺いたいと思います。

それから、二つ目は、2年間、21年度と22年度というふうに限定をされています。先ほど産業部長のお話にもありましたが、とりあえずというお話でしたが、今の内容については、これまでの何ていうか、不況というか、金融恐慌というか、そういうものとは違っている内容だと私は理解をしているんですが、そういう面からいって、この状況が長引く場合もあるだろうという場合に、また条例改正が必要になってくると、こういうふうに考えられないのかどうかですね。

それから、三つ目は、これはたまたま、新聞記事を引用して悪いんですが、去年の11月12日に県の誘致企業の状況が1961年以降の状況というふうにちょっと載っていました。これは臨時県議会の決算特別委員会に県が明らかにしたということで、この中で、県の誘致企業が256社ありますと、撤退が188社、倒産が55社、業種別では電気機械が66社で最多と、そういう内容に載っています。

我がにかほ市の場合、どういう状況になっているのか。これも当然、工場誘致条例に該当する企業が、例えば今は減免になっていないのがたくさんあるわけですが、どういう状況になっているかというのは、将来的に必要なだと思いますので、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 初めに、3社6件、6社9件の件であります。条例第4条に基づく固定資産税の一部または全部の課税免除に係るものとして、今回の経過措置の取り扱いでは、21年度、22年度にわたる企業として3社6件で、課税免除額は見込みで630万円であります。

22年度のみ該当企業は6社9件で、約790万円となり、合計で約1,420万円と見込んでおります。

次に、経過措置の2年についてであります。減免に係る経過措置については、現在の景気低迷

状態は、国内経済界の予想や市内企業訪問時の経営者の見解等から、21年度のみならず、22年度まで影響を及ぼすと判断したものです。

また、先ほど総務部長から話がありましたように、税制改正でも2年というふうになっておりますので、23年度以降については、そのときの経済状況などを勘案し、判断したいと考えております。

次に、これまで、市に誘致された工場の種別と課税についてということであります。旧町時代も含めまして調べましたところ、種別は製造業であります。数は168件です。また、撤退や倒産は12件であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） おおむね、説明と、それから池田議員の質疑内容でわかったわけですが、630万円と790万円という説明、これがいわゆる21年度と22年度、それから4条の2項の場合は、22年度と。これで、このいわゆる9社15件でこの金額ということになるんですか。それをまず一つは確認をして。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 3社6件、6社9件であります。

【16番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 大抵答えてもらっていますが、差し支えなければ、今出ている3社、6社、これの社名、あと、額については出されていますから、それだけです。軽減期間の2年間についても、前、答弁ありますから、それも省略します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 今回の経過措置の中で、21年度、22年度両年度にわたる該当企業は、羽後電子株式会社、秋田化学工業株式会社、株式会社アリエスの3社であります。22年度のみ該当企業は、羽後電子株式会社、秋田化学工業株式会社、株式会社アリエス、株式会社協和工業、有限会社メタルテクノササキ、丸大機工株式会社の6社であります。

【12番（村上次郎君）「ないです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに第1号議案に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 簡単に申し上げますが、この融資を受けている企業数と金額について。保証料の補給については、市が全額補給することになってはいますが、融資を受けている企業から利子補給についての要請がないのかどうか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 融資を受けている企業数と金額の平成20年度の状況を申し上げます。

12月末現在で88件、融資あっせん額は約3億6,300万円であります。また、利子補給については、特に要請はされておりませんが、現在、市では、要綱に基づき、借入利息のうち1%の利子補給を行っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 88件の3億6,300万円、利子補給の1%の要綱に基づいての補給をしているということになっています。－の回答のようですが、どうしてもやっぱり、例えば借りている場合は期間を延長するわけですけれども、そうすると、返済金額が少なくなるわけですけれども、利子についてもかなりのやっぱり負担を感じているというふうに聞いているんですけれども、その点については全然、本当に要請とか、そういうものはなかったんですか。例えば、今回の対策本部をつくった段階でいろんな相談があったと思うんですが、これを確認をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） この利子補給のかさ上げについては、特に相談を受けてはおりません。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今回、条例改正するという最も基本的な調査根拠になるものがやっぱり実態ではないかというふうに思うわけです。その実態がどのようになっているかというのが一つ。

それから、誘致条例の場合は、固定資産税等が2年と。しかし、こちらの2号のほうでは、期間が3年、それから金額も1,000万円から1,500万円、こういうふうになっているわけですが、その根拠になっているのはどういうところからなのかということの説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 中小企業の実態把握と現状についてであります。

市内中小企業の経営状況は、企業訪問及び関係機関の情報収集によると、受注等の大幅減、在庫調整などにより大変厳しい状況にあると認識しております。各経営者は、受注減と雇用の維持のため、受注量は減っておりますが、社員の教育や訓練を実施し、人材の育成に努めておられる企業もあります。20年度から、行政においても人材教育をさらに継続しながら、雇用の確保と企業の発展を期待しております。現在も人材育成に努めているところですが、企業からは引き続き新年度においても要望がたくさんあるというところであります。こうした中、特に小規模事業所支援のために、金融機関と関係機関から、期間延長も得策であるとの意見をいただいているところであります。これにつきましては、昨年末に対策本部を立ち上げてから、市長が各金融機関を訪問した際にも、借り入れよりもむしろ期間の延長が得策であるという御意見をいただいたところであります。

次に、金額と期間の根拠は何によるものかとの御質問ですが、当市ではこれまで、融資あっせん最高限度額を1,000万円、貸付期間を7年以内としていましたが、今回、最高限度額を1,500万円、期間を10年以内と改正しようとするものであります。これについては、それぞれの自治体独自の判断によるものと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、今回の企業訪問や金融機関の御意見等を勘案し、融資対象事業者の1回における償還額の緩和や、運転資金のほか、経費が伴う設備資金としての利用が円滑になると考え、企業も要望しているものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） いろいろ大変な中で、訪問もしているということなので、これまで、この問題が生じてからで結構ですが、中小企業等への訪問件数、そこで出された要望や声の特徴的なものがもしあれば、その点も説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 訪問先は、昨年末において7社であります。その内容の中でも、やはり雇用の維持のために、経営者は、受注減との狭間に立ちながら、いかに雇いを維持するかということに口をにされているようであります。特に、この地域において、雇いが確保されないと、この後の受注に対する対応が難しいという認識はかなり強く、そういう面では、先ほど申し上げましたように、この際、休業するよりは、今のうちに人材教育をしたいということで、予算の中でも、パソコン教室、この中でも、初期的なもの、あるいは中級、上級、あるいはCADというものも要望ありましたので、今後それについては煮詰めていきたいと思っておりますので、そういう点が今回訪問した中で各経営者から出された特徴的な意見だと思えます。

議長（竹内睦夫君） 次に、9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） きょう急に出させてもらったわけですが、県内中小企業のための緊急経済対策と資金繰り支援というのが、国、あるいは県であるわけですが、その国、県等の支援に関しては、返済期間10年であれば、6ヵ月から2年の据置期間があるわけですが、今回そのようなことを市としては考えなかったのか、お聞きしたいと思います。

というのは、やはり市のマルにという制度を使うと、お金を借りた時点でもう返済が次の月から始まってしまうと。このような状況であれば何の支援にもならないと。言い方ちょっと悪いですが、そういう状況になるので、そこら辺の据置期間というのを検討しなかったのか。企業訪問を7社したといいますけれども、その企業の経営者のほうから、そのような話はなかったのか。

で、市内に、私は、7社でいいというような状況ではないと思うんですよ。もっともっといろいろな企業を回るべきだったと思うんですが、7社にとどまったというのもちょっとどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） この据え置きにつきましては、現在、これまでに検討はしておりませんでした。これについては早急に関係機関と協議してまいります。

それから、7社しか企業訪問しなかったのかということですが、やはり景気が悪くなつてから連絡をとり合いながら会社訪問したということもありますし、平常の勤務の中で、特に雇用対策について相談窓口を設置して、常に職員を配置しておかなければいけないということもあって、やはり企業訪問については、なかなか相手側の御都合もあって、7社にとどまっているというところでもあります。これについては、今後も継続して、企業のほうで受け入れていただければ、訪問して、実態を調査してまいりたいと思えます。

で、この7社の中で、その希望がなかったのかということについては、これまでの調査ではありませんでした。以上です。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） 据え置きを検討するということでしたけれども、実際に、よく行政用語で検討するというのは何もしないという認識でとらえているわけですが、正直に据置期間を設けていただきたいというのが、私のつき合っている企業の社長たちなんですよ。1,500 万円、あるいは 10 年の返済にしてもらったというのは非常にありがたいことなんですが、据え置きというのが一番企業人が求めているところであって、これは絶対にこの中に取り入れていただきたいんですが、これ、市長のほうから答弁いただけますでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、産業部長がお答えしたとおり、検討するということは、これは市単独だけではできないことでもあります。当然、保証協会、金融機関、こちらのほうと十分協議をしなければ、制度の見直しということもできないわけでございますので、今後、そうした関係する機関とよく相談をしながら検討するというところでございます。

議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） 銀行と保証協会というのは、県の融資も国の融資も同じ窓口でやっているわけですよ。じゃ、市でもできるんじゃないですか。で、やはりそこら辺を緊急のときに、対策つくったときに、7 社だけでなく、どういう業種の企業を回っているか私はわかりませんが、もっともっとそういうことを考えたときに、金融機関からも据え置きを考えたという提言があったと思うんですが、私、銀行とお話すると、やはりマルにに関しては据え置きがないと、あまり勧められないと。いずれにせよ、銀行と保証協会がお金を借りるときのバックになっているわけですから、当然そういう制度というのは、市でも単独でできることではないんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） やっぱり市の単独というよりも、これは関連ありますから、金融機関と保証協会。これはよく相談をしなければできません、はっきり言って、今の制度上。ですから、これから、これからのいろいろ相談をしてまいりますと。

ただ、7 社の訪問という話でしたけれども、やはり休業補償、国の助成を活用したいという相談は、にかほ市内では 30 社から来ています。そのうち製造業が 29 社。あるいは、中小企業緊急雇用安定助成金、これは 5 分の 4、国のほうで支援するわけですが、これについても、延べ人数で、対象人数で 798 人、従業員に対しての助成、休業日数が 3,526 日、こうしたことも今いろいろ相談を受けながら検討を進めているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） この返済の据え置きに関しては、早期に可能にしていきたいと要望して、終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 検討してまいりますけれども、昨年、各金融機関の本店を回ってまいりました。その際にも、にかほ市内の企業は、やはり新たな、まあ今、期間の延長、額の増額をしましたけれども、新たな借入れという形よりも、今借入れしているものを少し期間を延ばしていただいたほうが効果的だというアドバイスも受けてのこうした条例の見直し、改正ということでの

で、この点については御理解いただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 急な質問で、若干申しわけない気もするんですが、きのう、実は、うちの産建委員会と市内の企業7社との懇談を行いました。これは、昨年12月中に既に決まっていたことで、きょうのこの臨時議会とは直接の関連はなかったんですが、たまたまきのう行ったということで、中身は種苗交換会の出展の感想を聞きたいということが主でありました。その中で、タイミングがタイミングですので、市内の企業の実態、あるいは支援ということについても話し合ったわけで、その中から出た2点で伺いたいと思います。

企業の中では、うちのほうの市の緊急雇用・企業支援対策本部の立ち上げが遅いのではないかという声があったので、この辺の御所見を伺いたいと思います。

それから、国等の支援制度いろいろあって、利用したいんですが、書き込む数字が11月末だとかということで、それ以降、会社の数字が悪くなっているにもかかわらず、実態とずれていると。さらに、いろいろな支援制度でずれているので、行政のほうから、いろいろな運用面、あるいはそういったアドバイス等ができないのかというようなことが出されましたので、この際ですので、2点についてお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 企業支援の対策本部の立ち上げが遅いということではありますが、現在、このような不況の状況の中で、昨年8月には、市長が各企業を訪問して、来年の採用見込み等、あるいは企業の状況等について、訪問して聞き取り調査を行っております。この時点では、来年は、企業によっては何名を予定したいというくらいの時期でありました。皆さんも御存じのように、不況の波というのはあつという間に来ちゃって、私どもも、国、あるいは県のあたりの動向も調査しながら、この企業の支援に対する対策本部をいつ立ち上げようかということもありましたが、県のほうで先に具体策を出そうという努力はしていたものの、なかなかそういう具体的な情報も得られなかったということもあって、立ち上げが遅いという声もありますが、市としては、できるだけそういうところを情報収集しておりましたので、遅いというところは感じておりません。

それから、この支援制度の利用ということでもあります。これにつきましては、例えば、先ほどの国の支援制度も出ておりますが、昨日、工業振興会、あるいは議員の方々との懇談の中でもありましたけれども、国の制度が出されても、その中に該当するのかどうかということで、ある企業の方がハローワークのほうに行って確かめたけれども、なかなか適用できないと。それで、5分の4の支援が本当に受けられるのか心配だということもあって、私どもも、それにつきましては、昨日、午後からハローワークとの協議会ありまして、けさの報道でもありましたけれども、そういう面で、さまざまなアドバイスにつきましては、その都度ハローワークのほうに問い合わせしながら、各企業の方々にも、質問された方々にはお答えしているつもりでありますので、今後ともそれについてはもっともっと関係機関と協議してまいりたいというふうを考えております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 市の対策本部と商工会の関係で、こういう声がきのう出たんです。対策

本部よりも商工会にどうしても行くことになるということで、せっかくなつくた市の支援対策本部と商工会との横の連携がどうなっているのかということと、それが企業に、対策本部のやること、中身が企業に伝わっていないのではないかという感を強くしたんですが、この辺の横の連携についてはいかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 商工会についての相談というのは、やはり企業の方々が商工会について、例えばマルにの融資制度についての問い合わせとか、あるいは、いわゆるハローワーク等の関係も御相談されていると思います。市においては、現在問題になっている派遣切れとか、そういうもの、あるいは困り事相談的なものも含まれておりますので、すみ分けしているわけではありませんけれども、そういう相談があれば、商工課のほうで随時振り分けて、関係機関にお願いするところでありますけれども、恐らく商工会については、企業の方々が市よりも先に相談に行っておられるというふうな情報が入っております。

議長（竹内睦夫君） 議案第2号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 通告しています四、五点について、お伺いいたします。

最初の2点、臨時雇用の関係と、それから、公共工事の前倒し発注、これについては総務部長のほうがいいかなと思いますので、総務部長にお伺いします。

最初の臨時雇用ですが、先ほどの説明で、31名程度雇用したいということですが、この中に、何と申しますか、今回の不況によって職を失ったという方々の離職者枠と申しますか、こういったものについては特別な配慮がなされるのかどうか、これを第1点お伺いいたします。

次、工事の関係でございますが、20年度予算の残工事、まだ各課にわたるもので残っているものがあるのではないかと、こういうふうに思われます。今回の不況、製造業を中心としたものでございますけれども、それがいろいろ波及しまして、他の業種と申しますか、まち全体が非常に暗いムードにあるということでございます。それで、特に市が発注する公共工事、まだ予算未執行の部分も見受けられるようでございますので、そういったものについては、不用額で流すというふうなことではなくて、極力発注してほしいと、こういうふうなことなんですが、この点についてまとめて総務部長に答弁をお願いしたいと思います。

それから、さらに2点通告してございます。これ関連みたいな形になるんですが、今回の対策本部、緊急雇用・企業支援対策本部というものですが、これについてのいろいろ相談なされていると思いますけれども、やっぱり行動計画みたいなもの、大枠みたいなものがなかなか見えないなと。新聞にたまたまちらちら出てきますけれども、私、こういった行動計画みたいなものは、きょうあたりの議会に資料として配られるのではないかなと、こういうふうに思ったんですが、残念ながら資料として配られておりません。それで、対策本部についての行動計画、こういったものを

伺いたいと。

さらには、この対策本部、それぞれ三つの場所に置いているわけですが、それぞれ相談があると思います。その割に相談がなかったというふうな職員の話なんかも若干聞いておりますけれども、相談事例の主な内容はどのようなものか、これをお伺いしたいと思います。

それから、二つ目ですが、ハローワークにおける求職者の数、これがどのぐらいいるんだろうか、これは全体でございます。これを、職種みたいなもの、あるいは男女別、そのぐらいの区分でお伺いしたいなと思います。それから、その内数として、このたびの不況による雇用の打ち切り、つまり失業者ということですが、そういったものはどのぐらいになるのかなど。今回の雇用打ち切りについては、正社員と非正規労働者、このぐらいの区分でお願いできればなと、こういうふうに通告しております。

さらに、通告しておりませんが、口頭で商工課のほうに申し上げている事項がございます。3点目になりますが、新聞報道なされておりますが、TDKは、派遣社員を中心に、本年の3月までに320人の雇用打ち切りということを発表しております。これがどういう段階でなされているのか、この辺は不透明でございますけれども、こういった形のものが、にかほ市についてはどんな影響を与えるのかと。あるいは、数みたいなものを若干つかんでいるのかどうか、その点、わかる範囲内でひとつお知らせ願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、臨時雇用についてお答えいたします。

臨時雇用において、特に離職者枠は設けてはございませんが、採用に当たっては、書類選考としておりますので、その履歴書等により、今回の雇用調整により職を失った方を優先してまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共事業の前倒しの件でございますけれども、平成20年度の予算で計上しております事業については、すべて発注する計画で臨んでおります。ただし、その予算執行に当たって、入札差額等での不用額は生じることはありますので、御理解願いたいと思います。

なお、市としては、平成21年度以降に計画されている公共事業について、今現在、国で審議されております第二次補正に盛り込まれております地域活性化・生活対策臨時交付金を財源としまして、集落要望を中心とした補正予算の計上に向けて、今、準備を進めております。なお、にかほ市に交付される額は、約2億4,600万円となる見込みでございます。事業実施は、全額、平成21年度への繰越明許としておりますが、今から測量設計業務等に着手し、できるだけ早い時期の工事発注に向けて、これも準備を進めているとこととでございます。

私からは以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 緊急雇用・企業支援対策本部の行動計画ということですが、対策本部につきましては、これまで2回の対策本部会議を開催し、この中で協議されたものが今回の事業として計上され、施策に反映されております。対策本部会議は、市長を本部長として随時開催

してまいります。ハローワークや県対策本部など関係機関と連携し、国県支援制度の運用を初め、離職者の実態など、情報を共有し、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。また、管内企業への訪問活動も今後続けて、企業要望の把握と雇用維持に努めてまいりたいと考えております。

相談内容であります。相談窓口を開設した昨年の暮れの29日、30日でありますが、それ以降も含めて、件数は3地区合わせて6件という状況でありました。相談内容については、融資に関する問い合わせ、それから、離職による納税、奨学金の相談、それから、離職による資格取得支援の要望、それから、これはそういう離職に伴わないものだと思いますが、生活困窮、それから、派遣切れによる子供の教育費の相談、それから、派遣社員の求職相談。ただ、この求職相談につきましては、派遣切れしてから4ヵ月ほど経過しているということでありまして、6件でありました。

それから、求職者の数が全体でどのくらいかということですが、にかほ市の求職者数につきましては、ハローワーク本荘の求職登録者数によると、12月22日現在、男で274人、女で250人で、合計524人です。一方、ハローワークの離職者雇用調整情報によると、3月末までに離職する予定者は100名で、うち正規社員は41名、派遣を除く非正規労働者は59人となっております。なお、派遣会社からの離職予定者については、ハローワーク本荘管内全体で342人となっております。

それから、この派遣の関係で、にかほ市にどのような影響があるのかという御質問ですが、派遣というのは、にかほ市管内の会社ですべて賄っているわけではなく、いわゆる派遣会社から派遣される人数でありまして、それがにかほ市在住とは限らないわけでありまして、このあたりの数字をつかむことはできません。よって、会社そのものの派遣数というのは出てくるかもしれませんが、にかほ市としてどのくらいの影響があるのかというのは、少し計算するには不明なところが多過ぎるのではないかと判断しております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 総務部長にお伺いいたします。国の第二次補正の関係の地域活性化交付金、これの配分が内定したということで、これについて丁寧に説明がありました。ありがとうございました。市長からも話ちょっとあったようですが、この辺あたりは、定例会の補正予算で予算を組むというふうな理解でいいのかどうかというふうなことと、その補正の規模みたいなもの、まあこの交付金は2億4,600万円と、こういうふうに出ています。規模みたいなものは大ざっぱにどのぐらいのもの、まあ地域要望というふうなお話ありましたけれども、どのぐらいの規模のものを考えているのでしょうか。およそで結構でございますけれども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 補正予算の提案の時期については、今、国会で審議されておまして、いつの時点で成立するか、今現在、不透明な状況にあります。ということで、もし仮に、仮にですけども、3月定例会前に成立した場合であれば、3月定例議会の開会等の日程を見ながら、緊急に再度臨時議会ということも考えられますし、あるいは、3月定例議会での3月補正に計上するというところも考えているところでございます。今の状況によりますと、3月定例会開催までには成立は困難なような状況にありますので、3月定例議会中の追加補正というふうな提案になるのかなとい

うふうに、今、私どもとしては考えているところでございます。

また、今回の景気支援、あるいは緊急雇用対策の支援の補正予算の規模でございますけれども、一つは、先ほど申し上げました公共事業の前倒しによる事業費の2億4,600万円を主体に、これとは別に、今、この第二次補正予算の中に組み込まれております、今後どう推移するかわかりませんが、定額給付金の額、あるいは子育て応援特別手当とか、さまざまな国で今、第二次補正に盛り込まれている支援策がございます。それぞれの具体的な制度、内容については、まだ我々行政、市のほうには伝わってこないものもありますし、今現在、県のほうでその事業の説明を行っているものもございます。その辺を見きわめた上での補正予算となることから、全体額については今の段階では申し上げることはできませんので、御理解願いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 総務部長にもう1点だけ。国のほうでは、今回の不況対策の関係で、第一次補正、第二次補正、さらには、21年度の当初予算と、こういう三段階で、まあ三段ロケットという言い方をしていますが、そういうことで財政出動しよう、こういうふうなことで、まだまだ本決まりでない部分がたくさんあるわけですが、で、県内の、例えば各市といいますが、こういったものの新聞記事、いろいろ今回の財政出動出ているんですが、どうもにかほ市の第一段階の今回の1,600万円の財政出動、これはいかんせん非常に小さいなという感じ、私は持っております。そのために、今後予想される、つまり補正予算、あるいは新年度予算、この辺あたりにつきましては、こういったインフラ整備といいますが、こういったものについても、また製造業と違って意味で地域活性化といいますが、そういう面が非常に大きいと思いますので、国の三段ロケットでないんですが、その辺の財政出動みたいなものは思い切ってやってほしいなというふうな気持ちを強く持っているんですが、その点についての、まあ感触で結構でございますけれども、総務部長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 新聞報道に報道されている今の緊急雇用対策、企業支援に対する補正予算の計上の規模としては、記事によれば少ないというふうに思われるかもしれませんが、他の市町村においては、マルにの関係の部分での預託金について補正しているわけでございます。にかほ市においては、預託金制度ではなく取り扱っておりますので、その部分については補正計上しなくてもよいということでございます。ただし、それにおける支援の金利等については、預託した場合よりも有利な形での支援策となっていることでございますので、第1点は御理解願いたいと思います。

それから、第2点ですけれども、地域活性化・生活対策臨時交付金、これを見込んで、国の成立を見込んで、既にそれを財源として補正している市もあるようでございます。市としては、やはり国の、国会の成立を見た上で順次提案していくのが筋だと思っておりますので、その部分については盛り込んでいない関係で、額が少なくなっております。ただし、成立を見た場合は、先ほど申し上げましたけれども、速やかに発注できる態勢は現在とっているということでございますので、その点もあわせて御理解願いたいと思います。

以下については、繰り返すようですけれども、国の制度、あるいは県の制度設計を、内容を、これから随時説明会が行われますので、それを見きわめてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目については、ほとんど池田議員の質問に対して答えられています。で、先ほど、例えば派遣の問題については、にかほ市についての影響等は、何ていうか、あまりわからないというお話でした。そこで、伺いたいのは、一つ目の点では、中小企業緊急雇用安定助成というのが国の政策としてあります。この中で、本荘のハローワークの中では、離職者が424人で、半数以上がいわゆる事業主の都合と。いわゆる事業主都合と本人都合の場合は、これは保険給付というか、失業手当というんですか、それをもらう際に、非常に本人都合で離職した場合は不利な状況になるという状況にあるわけですが、その点について、今までの相談を受けた中で、そういう話が相談者から話がなかったのかどうかですね。それから、にかほ市も参加していると思うんですが、このハローワークで行われた緊急雇用対策会議、この中で、にかほ市と関連しての、今言った内容のようなものが話し合われたのかどうか伺いたいと思います。

それから、二つ目は、先ほど説明を受けましたが、それぞれの部長の説明の中で、臨時雇用の人数について、説明をした方もいるし、説明をしない方もおりますので、もう一度きちんと31人の内容について伺いたいと思います。

それから、委託料の490万円、内容はわかりましたが、その下のほうの緊急雇用対策パソコン研修業務委託料120万円、これについては、例えば国の職業訓練の制度もあるわけです。その中でもパソコンとかそういうのもあるわけですけれども、これとの活用との関連。それから、120万円でどの程度のものができるのかどうかですね。人数とか、あるいは要請をされている企業とか、そういうものについてもう少し詳しく。

それから、もう一点は、これはここに書いていませんけれども、臨時雇用の内容として、道路橋梁維持費の中で、道路照明灯台帳作成業務委託料270万円。で、1灯ずつの整備に台帳をつくるという話でしたが、これは例えば市民部のほうで管理をしているというか、道路照明灯ですから、これは何灯というのはわかるわけですね、これは前に聞いたことがあるんですけども。そうすると、普通の防犯街灯とかそういうものも含まれた台帳をつくる予定になっているのかどうか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私のほうから、初めに、今回、臨時雇用として採用する予定の31名の職種の内訳についてお答えしたいと思います。

一般事務として5人、公用車の運転業務として1人、建設作業員として8人、環境整備清掃等の業務として8人、造林作業員として8人、施設管理人として1人、合わせて31名でございます。なお、雇用期間については、先ほど申し上げましたとおり、2月、3月の2ヵ月間として計上してございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 一般造林事業費の関係であります。枝打ちにつきましては、延べ 320 人と申しましたが、1 日 8 人の 40 日を予定しております。それから、木材チップの散布につきましては、1 日 4 人の 25 日の 100 人という予定をしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 委託の部分の道路照明の関連なんですけれども、あくまでも道路にかかわる照明灯だけということで、一般的な防犯街灯等は含めておりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 懸念されるという言い方はおかしいんですけれども、いわゆる 2 月、3 月の雇用なわけです、あくまでも臨時と。で、将来的にもきちんとした仕事につきたいという場合は、この雇用対策、いわゆる私のほうの対策本部のほうを通さないで、ハローワークのほうで直接探していくと。あくまでも臨時業務なわけですからね。その辺について、来てくれるだろうかという懸念が私はあるんですけれども、その点について、この予算を作成した際に、検討というか、対策本部の中で検討がされなかったのかどうか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 市としては、あくまでも今回職を失った方に対して、臨時雇用の制度の中で、どのぐらいの業務量があって、どのぐらいの人数が可能なのかという点で、今回の、今言った 31 人という臨時雇用の人数を、枠を定めたわけでございます。

それで、その募集における見通し等については、あす、16 日からの募集ということで、今準備をしているところでございますので、その見通し云々については、来てみなければわからないわけなんですけれども、多数の離職者があるということでございますので、その方々の中から、ただいま申し上げました職種の中で判断してもらって、多数応募してもらいまして、雇用支援の一つになればということで、今回の支援策としたところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、パソコンの研修業務委託料 120 万円、これでの、いわゆる工業振興会のほうですか — のほうから要請があったと、いわゆる人材育成のために、解雇というか、離職を求めるんじゃなくて、きちんとやっぱり会社で抱えながらそうしていくということで、わかりますけれども、人数的に、それから応募する会社というか、どういうことが考えられているのか、その点について伺って終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） この点につきましては、現在の計画では 10 日間のパソコン教室を 3 コース開催する内容で計画しております。

受講者数は 1 コース当たり 15 人で、トータル 45 名、受講時間は 1 日 6 時間から 8 時間を計画しておりますが、これにつきましては、現在、雇用の関係の 5 分の 4 の国の支援制度というものが、8 時間ないと該当しないのではないかという話もありますので、このあたりを確認しながら計画してまいりたいと思います。

それから、教室の内容であります。これには、基礎的なもので、ワード、エクセルの基礎編や応用編のほか、パワーポイントによるプレゼンテーション技法や、ビジネス文書の作成など、ビジネスで活用できる技能習得を目指しております。

どのような雇用対策になるかということですが、これにつきましては、要望もあったわけですけれども、パソコン研修は離職者と在職者を対象として実施する計画であります。離職者においては、言うまでもなく、再就職のための技術習得として実施しますが、在職者研修にあつては、業況悪化に伴う休業対策として事業主から要望があり、休業補償期間を活用した社員の業務能力向上研修として行うものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 質疑の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時01分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続行します。

次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 派遣労働者の雇いどめなどからくる臨時雇用人数、この人数を決めた根拠というのは、先ほど答弁がありましたので省略します。それから、実情把握についても答弁がありました。それから、最後の採用方法についても答弁がありました。

一つ残っているのが、この期間の延長、一部報道によれば、今回は当然補正予算ですから、2月、3月ということですが、一部報道によれば、4月以降も採用を続けるというようなこともありましたので、その後の運用と云えばいいですか、採用者の扱い、これがどのようになっているかというのを質問します。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時02分 休憩

午後1時03分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

それでは、答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 臨時雇用期間の延長についてお答えします。

今回の補正予算は、2月、3月の分ということの2ヵ月としております。先ほど申し上げましたとおりです。21年度以降については、再度業務量を把握し、可能な場合において、できるだけ4ヵ月の延長は行いたいと考えております。今回の場合は、あくまでも緊急雇用ということで、正職につくまでの間ということでの臨時雇用ではあるわけですけれども、その期間を半年ぐらいの中で、何

とか新しい職場を探してほしいし、新しい職についてもらいたいと願っているところでございますので、御理解願いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 質問準備したのがあまり、答弁全部されておりますので、通告外のことを一つ質問したいと思います。いいでしょうか。

議長（竹内睦夫君） はい。

12番（村上次郎君） 今回、当然、緊急雇用企業支援対策本部というふうに限定されておりますから、その仕事を中心ということはわかりますが、それに伴って、例えば雇い止めされたということで、先ほどのセンター等への問い合わせ、相談等も、例えば教育問題、それから生活支援の問題、あるいは減免のこととかというふうにありますので、こういう機会ですから、現在ある制度で、例えば各種の減免制度、それから教育扶助の関係等、それから生活資金の貸し出しとか、そういうものについてやはり網羅しながら、いつでも利用できるんだということを知らせていけばいいのではないかと思います。その点についてお考えがあれば、お願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 御指摘の件については、これまでも機会あるごとに周知はしてきていることではあります。なお、今年度においては、さまざまな減免制度を網羅したパンフレットもつくって各世帯に配布しております。そのようなことでの再度の周知も含めながら、全般にわたる制度の活用を市民の方に周知する手段として、いつも申し上げるわけですけれども、広報等、あるいはホームページ等でお知らせしてまいりたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 気をきかせて質問を出したんですけれども、どうかなという感じもちょっとしております。今回の不景気において、私どものほうにも離職された方が実際のところ求職活動に来ております。何名かですね。そのうち全部を吸収できるわけではありません。そう考えると、やはりどこかに行き場があるという体制を整えておくということは必要だろうと思います。

今回の補正においても、臨時雇用ということで、31名の臨時雇用を創出したということですが、職場があって、いずれにしろ、臨時雇用であっても、職場があって就職しないのと、なくて就職できないのでは話が違ふと思いますので、この対策については、私はある意味非常に効果があるのかなと思います。

その上でお聞きしたいんですが、この緊急雇用対策、臨時雇用ですけれども、確かに、先ほど言ったことはありますが、実際のところ運用面で、その内容がちょっときっちりしていないということになれば、新たな、あるいは苦情、不平、不満が発生するのではないかと思いますので、3点ほどの質問をさせていただきたいと思います。

1点が、まず、応募者数の問題です。先ほど実数に即してと、500名を超える、今、求職者数があるということで、実数に基づいて、業務内容の割り振りをした上で31名ということになりますが、仮に応募者数が多かった場合ですね。（1）番はまずいいです。これは、先ほど来の応募の仕方、募集に仕方によってお答えをいただいているんですが、応募者数が多かった場合ですね、（2）番目の

ほうなんです、31名を超えたといったときに、やっぱり打ちどめだということです。例えば、それが倍ぐらいになったときに、それをさらにシェアしてやっていくという方針はないのか、あるのかということです。まず1点目がそれです。

2番目が、今度、逆に応募者数が少なかった場合です。今、離職された方でも失業手当をいただいている方がいると思います。すると、失業手当をいただいている期間中は、多分に応募はしてこないかと思えます。そうすると、その後、さらにまた発生してくるというふう考えたときに、今の時期に、いつまでの募集期間なのかわかりませんが、今の時期には応募してこないけれども、さらに1ヵ月後、2ヵ月後に応募者がふえたという可能性も出てくるかと思うんですが、その場合に、随時募集し続けていく方針なのかということです。

それで、(2)番目が、先ほど来お話ししていただいている業務ですけれども、見受けたところ、シルバー人材センターにお願いしているような業務内容を少しこちらに割りつけているようにも見受けられるんですが、その内容が、例えば応募者数が少なかったとき、この業務はとりあえず、緊急で創出したものですから、あくまでもやらなければいけないものではないということで、業務そのものを中止するのかどうかということです。

逆に、その業務を実施した場合、3番目ですが、この業務、今、答弁の中で、半年ぐらいの延長も考えているということですが、とりあえず、ただ、今回の緊急雇用は、2月、3月のものですから、この期間中に完了を予定している業務なのかというようなことをあわせてお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、今、半年間の延長というふうを受けとめられたようだけれども、あくまでも20年度で2ヵ月、21年度で4ヵ月の延長をして、半年間の臨時雇用という形で支援したいということですので、御理解願いたいと思います。

そうすれば、応募者が多かった場合のシェアの考え方についてでございますけれども、その応募者、今回、全体枠で31名ということで募集するわけですけれども、各業種によって応募者数は当然違ってきます。その中で、もし仮に応募者が少ない職種があった場合は、応募者が多い職種の方に、その職務の内容を知らせながら、割り振りというふうな、あるいはそういう意味でのシェアというものは考えるつもりでございます。

なお、全体の31名を超えて、倍の人数、60名、あるいは100名という人数が来た場合においては、なかなかそれを抱えるだけの予算措置といったものとあわせて、その事業量というものの問題も生じてきますので、その点については難しい面があるのかなと。あわせて、例えばシェアということで、1日働く時間を半日にするとかということになると、雇用される側の人の立場になると、また、その辺も問題が生じてくるのかなと思いますので、そうなった場合のことは、今、考えてはございません。

ただし、31名に対して若干名の応募者であれば、その実情を把握した上、31名だけですけども、その辺のところは、業務量等把握した上で、それから本人の業務職種を聞いた上で判断してまいりたいというふうを考えておりますけれども、大多数の人間が応募した場合にそれに対応すると

いうことはなかなか難しい面があるのかなというふうに考えているところでございます。

また、応募者が少なかった場合の話ですけれども、今回の募集期間はあくまで23日までというふうにして、期間を定めて募集することとしておりますが、その間において、定員に満たなかった場合は、随時また2次募集等を考えております。

また、予定した業務は、人数が少ないということで中止するのかということでございますけれども、臨時雇用の部面で今回計上した業務については、とりあえず20年度においては、その雇い入れた人数をこなせる範囲の中での業務量としたいというふうに考えております。

例えば、先ほど説明した8人で環境整備をする業務量を定めて、実際に4名の方しかいなかった場合、当然ながら業務量は半分になるということでございます。だれもいなかったということになれば、その業務は発生しないこととなりますので、そういうふうに理解してもらいたいと思います。

ただし、業務委託で業者発注するものについては、業者に委託となりますので、それは請け負った業者の中で新たな臨時雇用ということでの発注の方法はとるわけですけれども、その中で、どうしても、新たにその会社に来る人がいなくて、どうしても今抱えている会社で業務をしなければならぬという事態の場合は、それでもやむを得ないのかなというふうに考えていますし、あくまでも働く機会の確保ということで考えておるところでございます。

それから、3番目の予定した業務は2月、3月中に完了できるのかということでございますけれども、委託業務についてはできる限り、その業務量の内容を把握した上で、可能なものとして発注しておるわけですけれども、先ほども申し上げました臨時雇用の部分については、継続性のある業務となっておりますので、完了というふうな判断で今回の予算計上をしたものではございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 最後2点ほどもう一度お伺いしますけれども、先ほどの答弁の中で、まず、優先順位ということで、今般のことに關して離職された方を優先するということですが、それ以外の方も当然応募してくると思います。そのときに、例えば離職された方が、この16日から23日の中で来なかったけれども、その後来たというときに、それ以外の方が来たとき、要するに、今般の離職とは関係ない方で応募してきた方を期間内に採用した後に、今般の離職者が応募してきたら、期間が過ぎているのでだめだということになるのか、応募期間が過ぎた後だったら、もうだめなのかというようなことと、あと、今回、雇い入れしていただいた方が、期間中に新たな職を見つけたといった場合に、それに対して拘束力を持った契約になるのかどうかということですね。要するに、その期間中は働いてくれよと、それから行ってくれよということになるのかどうかをお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 第1点目の募集期間を過ぎて応募してきた場合はどうなのかということの御質問の趣旨のようですけれども、先ほどお話ししたとおり、募集期間において、今回の雇用調整の中で離職された方を優先しながら採用していくわけですけれども、それをもって定員に満たなかったという場合においては、先ほども申し上げましたとおり、2次募集、3次募集の中で募集していきますし、その段階でのまた募集された方についても、先ほど申し上げました、離職者を優先

した形での選考になっていくかと思えます。ただし、離職された方でない方しかいなかった場合は、当然その方が採用になることとなります。

それから、雇用契約を結ぶわけですけれども、その間に新たな職を見つけたということで、契約どおりじゃなくて途中でやめたいという申し出があった場合は、これはあくまでも市としての緊急雇用という制度でございますので、新しい職が見つかったということですので、それは拘束力はありませんし、そちらのほうとしても、市としては歓迎するところでございます。

なお、そこで欠員が生じた場合は、また新たに募集はしたいというふうを考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 議案第3号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第3号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第1号にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第1号に対する討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第1号にかほ市工場誘致条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第2号にかほ市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第3号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第6、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成21年第1回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 1時22分 閉 会